⑹　本工事に係る施工計画が適正であること。

この施工計画の提出に当たって、入札説明書の別冊図面及び別冊仕様書に参考として示された図面及び仕様書（以下「標準案」という。）の内容について、これと異なる施工方法等（以下「技術提案」という。）で施工しようとする場合は、その内容を示した施工計画を提出すること。

⑺　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事期間に専任で配置できること。

なお、水力発電設備等の製作のみが行われている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。

また、受注者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合において監督職員との協議により、主任技術者又は監理技術者を変更できるものとする。

なお、専任を要しない期間において主任技術者又は監理技術者は、上記⑸本文に掲げる施工実績は不要である。

主任技術者又は監理技術者が現在他の工事に従事している場合は、契約締結日までに当該工事に配置できること。

資料に記載する配置予定技術者は、当該専任配置予定技術者とする。

ア　主任技術者又は監理技術者は、次に掲げる基準のいずれかを満たす者とする。

・建設業法第７条第２号イ若しくはロに掲げる者。（建設業法第７条第２号イ及びロに掲げる「実務経験」とは電気工事業とするものに限る。）

・電気工事業に係る建設工事に関し、旧実業学校卒業程度検定規程による検定で建設業法施行規則第一条に規定する学科に合格した後５年以上又は専門学校卒業程度検定規程による検定で同規則第一条に規定する学科に合格した後３年以上実務の経験を有する者。

・１級電気工事施工管理技士又は２級電気工事施工管理技士の資格を有する者。

・技術士法による第二次試験のうち技術部門を電気電子部門、建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を電気電子部門又は建設部門に係るものとするものに限る。）とするものに合格した者。

・電気工事士法による第一種電気工事士免状の交付を受けた者又は第二種電気工事士免状の交付を受けた後電気工事（電気工事業とするものに限る。）に関し３年以上実務の経験を有する者。

・電気事業法による第一種、第二種若しくは第三種電気主任技術者免状の交付を受けた者であって、その免状の交付を受けた後電気工事（電気工事業とするものに限る。）に関し５年以上実務の経験を有する者。

・建築士法第２条第５項に規定する建築設備士となった後電気工事（電気工事業とするものに限る。）に関し１年以上実務の経験を有する者。

・社団法人日本計装工業会の行う一級計装士試験（登録計装試験）に合格した後電気工事（電気工事業とするものに限る。）に関し１年以上実務の経験を有する者。

・前各号に掲げる者のほか、国土交通大臣が建設業法第７条第２号イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有すると認める者。ただし、電気工事業に限る。（旧建設大臣が認定した者を含む。）

・主任技術者にあっては、登録電気工事基幹技能者、登録送電線工事基幹技能者または登録計装基幹技能者講習修了証を有する者。ただし、実務経験を有する建設業の種類は、電気工事業とする。

イ　平成22年４月１日から公告開始日までに、上記⑸本文に掲げる工事の経験を有する者であること。

なお、当該経験が北海道開発局、国土交通省大臣官房官庁営繕部、地方整備局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部が発注した工事に係る経験である場合にあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。

海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された実績がある場合は、国内工事の実績と同様に配置予定技術者の同種工事の実績として評価対象とする。

また、海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された実績以外の国外での施工実績により参加する場合、札幌開発建設部総合評価審査委員会における審査の結果、同種工事の施工実績として妥当と判断された場合、参加を認める。

ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証（電気工事業）及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

ただし、技術資料提出期限日において、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の申請手続き中である場合は、監理技術者資格者証にあっては申請済みであることが確認できる資料、監理技術者講習修了証にあっては受講証明書の写し等を開札日の前日までに提出すること。

⑻　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和60年４月１日付け北開局工第１号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑼　本工事に係る設計業務等の受託者、又は当該受託者と資本関係若しくは人的関係がないこと。

⑽　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（入札説明書参照）。

⑾　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑿　本工事は、建設業法第26条第３項第２号の規定の適用を受ける監理技術者の配置を認めない（入札説明書参照）。

３　総合評価に関する事項

⑴　落札方式

ア　入札参加者は価格、性能・機能及び社会的要請に関する事項に係る施工計画をもって入札し、㋐から㋒の要件に該当する者のうち、３⑵によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

㋐　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

㋑　提案された施工計画が最低限の要求（標準案）を満たした施工計画であること。

㋒　評価値が、標準点（100点）を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。

イ　アにおいて、評価値の最も高い者が２人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

⑵　総合評価の方法

ア　「標準点」を100点とし、「施工体制評価点」の最高点を30点、「加算点」の最高点を65点とする（施工計画に関する評価点を60点、賃上げの実施に関する評価点を４点、ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する評価点を１点）。

イ　提案された施工計画が標準案を満たしていれば「標準点」（100点）を与え、更に提案された内容に対して、各項目ごとに評価及び判定し、０～65点の範囲で「加算点」を与える。

評価項目

㋐　本工事の課題に対する提案

①　工事目的物の品質確保に関する技術提案

②　工事の安全対策に関する技術提案

㋑　ワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価

㋒　賃上げの実施表明

ウ　入札説明書等に記載された内容を実現できると認められる者に、その確実性に応じて、評価項目ごとに０～15点の範囲で「施工体制評価点」を与える。

評価項目

㋐　品質確保の実効性

㋑　施工体制確保の確実性

エ　価格及び価格以外の要素として提示された性能等に係る総合評価は、入札者の申込みに係る「標準点」、「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値をもって行う。